

市民公益活動を促進する条例の類型比較

- 新しいコミュニティづくりのために -

太原 敏

1. 研究目的

市民公益活動を促進する条例の類型比較を通じて、地域コミュニティの再生に資する条例内容及び条例制定過程のあり方を提言する。

2. 研究方法

文献・インターネットによる関連情報収集及び分析
条例制定市における現地ヒアリング
専門家、市民活動関係者との研究会における議論

3. 内容

< 市民公益活動の現状と問題点 >

(豊中市政研究所 H9・10 年度調査より)

【市民活動団体】(テーマコミュニティ)

高年、女性、作業多様、課題鮮明、拠点・資金不安定

【自治会町内会】(地縁型組織)

高齢化、男性、作業明確、課題分立、拠点・資金安定

*両者に共通するのは、人材、情報の不足

< 条例比較とその結果 >

対象条例(平成 13 年 10 月現在)

すでに条例を制定している 11 市のうち本稿では次の 7 市の条例を比較検討した。

【仙台市、箕面市、横浜市、横須賀市、

(1999) (1999)(2000)(2001)

池田市、藤沢市、平塚市】

(2001)(2001)(2001)()...制定年
分析の視点

【キーワード】(条例の定義部分)

藤沢市...「市民活動」公益性を含まず

【条例検討までの手続き】

関連する提言・報告 全ての市

関連指針・基本方針 仙台市、横浜市、横須賀市

関連条例 箕面市(まちづくり理念
条例、市民参加条例)

条例検討委員会の有無 横須賀市、
藤沢市、平塚市で設置

検討委員会開催回数(期間) 平塚市
18 回(12 ヶ月)

【条例制定過程の特徴】

公開性.....検討委員会の公開、議事録
が公表など

市民参加.....公募の市民委員、公開フ
ォーラムによる意見交換、広報など
による意見募集など

市民協働.....重要な委員会提出資料
等の作成を市民委員と一緒に
行うなど 横須賀市のみ実施(条例素案作り
等に 40 時間)

【条例の特徴】

目的

(1) 活動促進のみ

(2) 協働まで規定 池田市

(3) 協働のまちづくりまで規定

横須賀市、平塚市

役割分担(責務・役割)

(1) 市・市民・活動団体・事業者のうちどこまで条例で規定しているか

(2) 市の責務の範囲 横須賀市、等市が実施すべき具体策

- ・総合施策（基本計画、基本方針等）方式 仙台市、（池田市、藤沢市）
- ・行政サービスへの参入規定 箕面市、横須賀市、池田市、藤沢市、平塚市

施策の推進のための第三者機関についての特記事項

- ・公募市民委員 横須賀市、平塚市
- ・建議機能 横浜市、横須賀市、平塚市

結果のまとめ

市民参加、情報公開

条例策定にあたっては、条例検討までの手続きから条例策定過程までを考えると、概ね情報公開、市民参加を備えた策定になっている。

市民協働のまちづくりと行政内部の意識改革

初期の施行された条例には協働の要素は見られないが、横須賀市や平塚市に見られるように、単なる市民活動の促進・推進から、市民協働のまちづくりを進めるための行政内部の意識改革も射程に入れた条例作りへと変化してきている。

行政サービスの参入規定

1999.10.1 施行の箕面市の条例で初めて規定されて以降、5市の条例で規定されている。しなやかな行政サービスが提供されることで公益の増進につながるとともに、市民公益活動団体の財政的支援、行政コスト削減にもなることから注目されている。

条例制定過程のあり方

市民協働の場としての条例制定を

市民とともに条例をつくることにより、より市民ニーズに即した条例内容が期待できるとともに、条例の認知度や条例にうたわれている内容に対する理解、実行への意識も高くなる。

庁内環境の整備 - 情報の共有と職員の意識改革をはかる -

条例制定後の運用をスムーズに運ぶためには、条例制定過程からの、庁内環境の整備、職員の意識改革を促す手立てが必要である。

条例内容について

条例の設計思想について

アカウンタビリティ、市民性、社会性を基本とした仕組みを作ることにより、憲法適合性を確保する。

条例に盛り込む内容について

- (a) インターン制度
- (b) 税制上の措置
- (c) 基金の設置
- (d) 市民協働事業提案制度
- (e) ネットワーク事業

市民公益活動を活発化するために

市民公益活動の自立をいかに果たしていくかの観点が重要

- (1) 段階に応じた施策の必要性
- (2) 地域の公共資源の管理運営は地域でおこなう
- (3) 市民公益活動団体の経営基盤の強化
- (4) 広報、啓発、事業の充実
- (5) ほかでもない一人ひとりの市民が担い手であるという自覚